

## Studio 傘 利用規則

(趣旨)

第1条 この規則は、Studio 傘の利用について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則においてStudio 傘とは、唐津市中町1868番地 中町Casa（旧村上歯科医院兼住宅）の2階をいう。

(開館時間)

第3条 Studio 傘の開館時間は、午前9時から午後10時00分までとする。ただし、いきいき唐津株式会社は、必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休館日)

第4条 Studio 傘の休館日は、12月31日から翌年1月3日までの日とする。ただし、いきいき唐津株式会社は、必要と認めるときは、これを変更することができる。

(利用の申請)

第5条 Studio 傘を利用しようとする者は、利用日の3日前までに利用許可申請書（第1号様式）をいきいき唐津株式会社に提出しなければならない。ただし、やむをえない事情による場合は、利用の当日までに申請することが出来る。許可された時効を変更する場合も同様とする。

(利用の許可)

第6条 いきいき唐津株式会社は、前条第1項の申請に係る利用を許可したときは、利用許可書（第2号様式）を交付する。

(利用の制限)

第7条 次の各号のいずれかに該当するときは、利用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風紀を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 主に営利を目的とするとき。ただし、まちなかの賑わい創出に大きく寄与するなど、中心市街地の活性化に資すると認められる場合は、利用を許可する。

- (3) 建物又は付属施設を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (4) 集い館の管理上支障があると認められるとき。
- (5) 前4号に掲げるもののほか、Studio 傘の利用目的に反すると認められるとき。

(利用する権利の譲渡等の禁止)

第8条 利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）は、利用する権利を他に譲渡し又は転貸してはならない。

(許可の取り消し等)

第9条 いきいき唐津株式会社は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用の許可を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) 利用者がこの規定に違反し、又はこの規則に基づく指示に従わないとき。
- (2) 第7条各号のいずれかに該当する事由が生じたとき。

2 利用者は、前項の許可の取消し又は停止の処分を受けたときは、その利用に係る施設、設備等を原状に復して返還しなければならない。

(使用料)

第10条 利用者は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額を前納しなければならない。

- (1) 営利を目的としない場合 1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）当たり500円ただし、終日利用の場合は、1日当たり5,000円
- (2) 営利を目的とする場合 1時間（1時間に満たない場合は、1時間とする。）当たり600円ただし終日利用の場合は、1日当たり6,000円

3 いきいき唐津株式会社は、公用又は公益上の目的のため利用と認めるときは、使用料を減額、又は免除することができる。

(使用料の不還付)

第11条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 天災地変その他不可抗力により利用ができなくなったとき。
- (2) いきいき唐津株式会社が公益上その他の理由により利用の許可を取り消

し、中止し、又は変更したとき。

(費用の負担)

第 12 条 利用に関する一切の費用は、利用者の負担とする。

2 利用者は、建物又は附属品を破損し、汚損し、又は滅失したときは、直ちにその旨をいきいき唐津株式会社へ届け出てその裁定する額を弁償しなければならない。

(利用者及び入館者の遵守事項)

第 13 条 利用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 身体障害者補助犬法（平成 14 年法律第 49 号）に規定する身体障害者補助犬（以下「身体障害者補助犬」という。）以外の動物及び危険物を持ち込めないこと。
- (2) 許可なく壁、柱等にはり紙、くぎ打ち、設備又は器具の設置をしないこと。
- (3) 施設器具を破壊しないこと。
- (4) 館内で、許可なく火気の使用等の行為をしないこと。
- (5) 館内を不潔にしないこと。
- (6) 騒音を発し、暴力を用いる等他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (7) 許可なく館内で物品等の販売、宣伝、あっせん、寄付及びそれに類する行為をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、いきいき唐津株式会社の指示に従うこと。

(損害の責任)

第 14 条 Studio 傘若しくはその設備の利用により、又はこの規則に基づく処分により生じた利用者の損害については、いきいき唐津株式会社は、その責めを負わない。

(補則)

この規則に定めるもののほか、いきいき唐津株式会社の管理に必要な事項は、別に定める。

附 則

この附則は、平成 25 年 4 月 27 日から施行する。